

平成 22 年 9 月 14 日

世田谷区議会議長 川上 和彦 様

## 街づくり条例改正を拙速に行わないよう求める要望書

現在進められている世田谷区街づくり条例の改正について、区執行部は、9月の第3回定例区議会に改正案を上程、議決の上、10月1日公布を予定しています。改正条例素案は、6月1日に公表されましたが、その内容及びこれまでの改正の進め方には多くの疑問があり、特に以下の3点は、看過することができない問題と考えます。

私たちは、街づくり条例の改正に当たっては、もっと時間をかけて、多くの区民の意見を聞き、それを反映した内容としていただきたいと考え、街づくり条例の改正を第3回定例区議会において議決することのないよう求めます。

### 問題点1 区民参加と提案を軽視して改正が進められています

昨年には区の公募により延べ309人の区民が自由に参加した「区民と考える街づくり条例フォーラム」が開催され、8回にわたる検討の後、10月に都市計画課作成の形で提案書を提出しました。しかし、改正素案には、この内容の主な部分はほとんど反映されていませんし、反映しない理由の説明もありません。

また、1月に公表された簡単な「街づくり条例改正の考え方」についてのパブリックコメントは実施されましたが、素案については、区民に対する説明会が開催されていませんし、本来「案について実施する」と区が基準で定めているパブリックコメントも行われていません。

### 問題点2 公共事業について区が責任をもって取り組むことが規定されていません。

平成7年に現行の街づくり条例に改正された後、地方分権が進み、情報公開や説明責任の必要性の考え方が確立されましたが、素案は、現行条例そのまま、区内で行われる公共事業を条例の対象から除外しています。区長が区民に対して情報を公開し説明責任を果たす規定もありません。

### 問題点3 開発を規制し誘導する対象は、面積が3000㎡以上の敷地だけです。

土地取引の届出制度と建築事業者による建築構想の届出制度は、素案では、敷地面積が、3000㎡以上の場合が対象となっています。区内で進められる建築事業、中でも多くの紛争を起こしているマンション建築事業の敷地面積は、ほとんどが3000㎡未満であり、対象面積を引き下げない限り、区が言うような「街の魅力を向上させる」ことが実現することは期待できません。

以上

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

連絡先:「(仮称)街づくりの仲間たち」設立準備会気付 西村祐(玉川地域在住) (窓口稲垣道子 電話 [REDACTED])